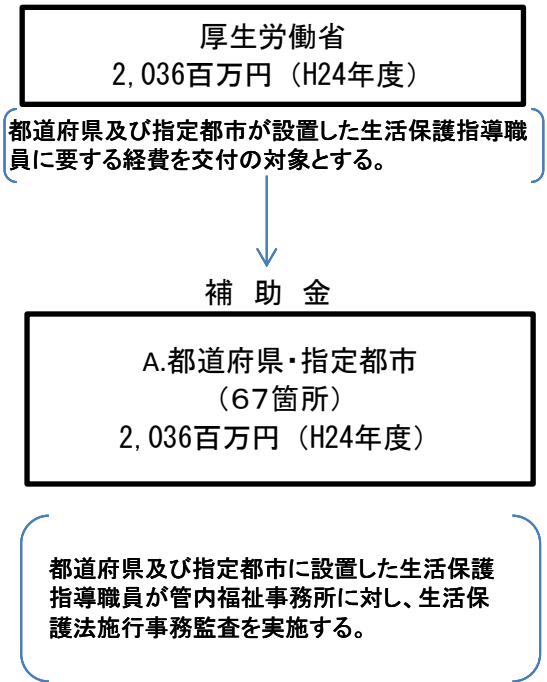


事業番号										688	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		生活保護指導監査委託費			担当部局庁		社会・援護局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和30年度			担当課室		保護課自立推進・指導監査室			小室 清吾	
会計区分		一般会計			政策・施策名		Ⅶ－1－1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		—			関係する計画、 通知等		生活保護指導職員制度の運営について （平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知） 生活保護法施行事務監査の実施について （平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施する生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市（以下、「各都道府県等」と言う。）が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする（別添1参照）。 2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止（不正受給の防止等）、漏給防止（適切な面接相談の実施等）、自立支援について指導する（別添2参照）。									
実施方法		□直接実施 □委託・請負 ■補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	2,099	2,073	2,036	1,952	2,033			
			補正予算		△6						
			繰越し等								
			計	2,099	2,067	2,036	1,952	2,033			
		執行額		2,099	2,067	2,036					
		執行率（％）		100	100	100					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）	
		指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数			成果実績		1,254	1,213	集計中		
					達成度	％	99.9	96.2			
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		生活保護指導職員数			活動実績 （当初見込み）		345 (337)	337 (333)	333 (333)	— (327)	
単位当たりコスト		1,704,331（円／箇所）			算出根拠	※監査実施福祉事務所数が確定している23年度にて算出 （単位生活保護指導監査委託費執行額／監査実施福祉事務所数） 2,067,354,000÷1213=1,704,331.40972					
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	生活保護指導監査委託費		1,952	2,033	生活保護制度見直しに伴い指定医療機関に対する指導を充実し、医療扶助のさらなる適正化を図るために、医師を生活保護指導職員として配置する場合に要する経費を要求するため。						
	計		1,952	2,033							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	生活保護制度は、最後のセーフティネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、その適正実施については、広く国民のニーズがあり、同事業の確実な目的達成のために国費投入が必要不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本経費は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として行う監査に係る職員の経費であるため、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	最後のセーフティネットである生活保護制度の適正実施を図るための達成手段として、都道府県、指定都市本庁の指導監査体制の整備強化は必要不可欠であり、優先度の高い事業である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	適切な積算に基づき実施している事業であり、単位当たりコストは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	生活保護制度の指導に当たる職員の人件費等の経費であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	国において全福祉事務所に対する監査を行う体制を整備することは非効率であり、都道府県等の指導監査の体制整備の強化を図るほうが、効率的かつ低コストで生活保護制度の適正実施を図ることができる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	活動実績は見込みどおりである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度においても当初の見込み数どおりの生活保護指導職員を配置することができ、その結果、全対象福祉事務所中96.2%の福祉事務所に対し指導監査を実施できている。また、各点検結果からも低コストかつ有効な事業実施となっており、生活保護の適正な実施を図るためには引き続き事業を継続していく必要がある。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本経費は生活保護法に基づく、指導監査に係る職員の配置にかかる経費であり、生活保護制度の適正化に必要な不可欠な経費であるため、引き続き必要な予算規模を維持すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	419	平成23年	378	平成24年	326

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.都道府県・政令市(東京都)			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	93			
その他	都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2			
計		95	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	95		
2	福岡県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	84		
3	北海道	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	77		
4	兵庫県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	55		
5	大阪府	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	46		
6	埼玉県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	46		
7	神奈川県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
7	京都市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	沖縄県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	大阪市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

生活保護指導職員制度の運営について(抜粋)
(平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知)

3 生活保護指導職員の指定

生活保護指導職員は、都道府県及び指定都市の生活保護主管課職員(当該課を兼務する職員を除く。)であって、次に該当する者のうちから、都道府県知事又は指定都市市長が指定するものとする。

(1) 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条の規定による社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉行政若しくは生活保護行政に相当の経験を有する者で、次のいずれかの職にあるもの

- ア 課長
- イ 課長補佐(これに相当する待遇の職員を含む。)
- ウ 庶務係長
- エ 保護係長及び係員
- オ 医療係長及び係員
- カ 指導係長及び係員

(2) 技術吏員(医療扶助の業務に従事する医師をいう。)

◎生活保護法施行事務監査（法第23条）の実施体制

平成25年4月1日現在

